

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 総務課	12月31日	1月20日～ 2月17日	2月9日
総務部 人事課	12月31日	1月20日～ 2月17日	2月9日
総務部 市長公室	12月31日	1月20日～ 2月17日	2月9日
総務部 危機管理課	12月31日	1月20日～ 2月17日	2月10日
総務部 納税課	12月31日	1月26日～ 2月17日	2月10日
総務部 契約検査課	12月31日	1月26日～ 2月17日	2月16日
総務部 財政課	12月31日	1月26日～ 2月17日	2月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、総務課、人事課、危機管理課、納税課及び契約検査課に対して特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。市長公室、及び財政課については文書により指摘すべき事項はなかった。

その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

注意事項

○督促状の送付時期及び納期の設定が適正でないもの

Aとの土地賃貸借契約において、毎月土地貸付料が納入されることとなっているが、令和3年9月分以降納入されていない状態となっている。令和3年度分の納入通知書については、年度当初に令和3年4月分から令和4年3月分までの12か月分を一括して発行し、納期限は毎月月末に設定されている。

市財務規則第123条第1項には、「債務者が履行期限までに履行しない場合は、当該期限後20日以内に督促状を発しなければならない」とされているが、9月分(納期限9月30日)、及び10月分(納期限10月31日)の督促状が交付されたのは納期限から20日以上経過した12月2日となっている。

また、督促状に記載された納期限は、令和3年12月28日となっており、市財務規則第123条第2項に定められた「督促状を発する日から起算して10日以内」を超過している。

今後、督促状の発行については、市財務規則に則り適正に事務処理を行うこと。

注意事項

○旅費の支出が適切に行われていないもの

令和3年度の以下の3件の普通旅費の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延している。

旅費の支払いの遅延については、令和2年度定期監査の口頭注意事項としているが、改善を行っていない。

・2款1項1目 人事総務管理事業

①用 務:定期健康診断受診

旅行日:令和3年6月23日

支給日:令和3年10月5日(3か月と13日後)

支給額:9,610円(債権者1人)

②用 務:定例報告と定期健康診断受診

旅行日:令和3年7月8日

支給日:令和3年10月5日(2か月と28日後)

支給額:14,124円(債権者1人)

③用 務:荘内銀行人事管理室との打合せ

旅行日:令和3年9月10日

支給日:令和3年11月30日(2か月と21日後)

支給額:8,204円(債権者1人)

また、令和2年度には、令和3年2月9日の定期監査での口頭注意以前にも以下の2件の旅費の支払いを遅延していた。

①2款1項1目 人事総務管理事業

用 務:中心市街地活性化基本計画の認定に係る現地視察

旅行日:令和2年10月21日～22日

支給日:令和3年1月21日(3か月後)

支給額:38,560円(債権者1人)

②2款1項1目 派遣研修事業

用 務:第2回市町村等職員研修担当者会議

旅行日:令和2年11月30日

支給日:令和3年2月3日(2か月と5日後)

支給額:1,100円(債権者1人)

今後は遅延することなく速やかに支給すること。

指摘事項

○負担金支出の目的が明確でないまま事務処理が行われているもの

負担金の支出負担行為に際し、請求文書のみ、もしくは課内回覧・課内決裁前の文書で事務処理を行っている。

また、負担金関連書類について、申請書及び請求文書は相手方から提出されているが、文書の收受及び課内回覧が行われていない。もしくは收受印は押印されているが、課内回覧が行われていない。

酒田市支出負担行為に関する規則第4条 別表第1によれば、支出負担行為として整理する時期及び必要な主な書類は、「請求のあったとき」に「請求書及び申込書」となっているが、申込書を添付しないまま事務処理を行っている。

今後は、法令、条例、規則等を遵守し、適正に事務処理を行うこと。

また、文書管理規程第22条(主管課における配布文書の收受)では、主管課の職員は、配布を受けた普通文書の右下余白に課の收受印を押印し、收受年月日、收受番号等を記入し、主管課長の閲覧に供することと定められているため、文書管理規程に基づき適切に事務執行すること。

指摘事項

○事務処理で法令等に違反するもの

令和3年度 消防資機材運送車(軽四輪駆動トラックタイプ)2台 購入に際し、山形県公安委員会へ緊急自動車届出書を提出し、緊急自動車届出確認書の交付を受けているが、その本書が決裁書類と共に保管されており、自動車に備え付けられていない。

道路交通法第39条、同施行令第13条により定められている緊急自動車について、山形県道路交通規則により、緊急自動車届出確認書の交付を受けた者は、当該自動車にその確認書を備え付けておかなければならない。と定められている。

今回取得した車両に、速やかに「緊急自動車届出確認書」の本書を備え付けると共に、消防各車両に届出確認書が備え付けられているかを確認すること。

注意事項

○調定の時期が適切でないもの

自衛官募集事務委託金について、防衛大臣からの配分決定通知(配分額330,000円)が令和3年6月28日付けで発出され、同年7月5日に收受しているが、調定の起票日が通知を受理した日から1か月以上経過した令和3年8月20日となっている。また、当該委託金の収入日は、同年8月24日であり、財務会計システムにおける調定の伝票入力日も同日となっていた。

調定とは、歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為であり、令和3年度経理担当者マニュアルには「調定の時期は、その収入に対する請求権が生じたときに、その都度直ちに行わなければなりません。」とあることから、今後は適切な時期に調定を行うこと。

指摘事項

○手数料の徴収業務が適正に行われていないもの

煙火消費許可申請手数料について、令和3年度は次のとおり2件の火薬類消費許可申請があり、手数料を徴収している。

①申請者 A実行委員会

内容 B(令和3年11月3日)

申請書受理日 令和3年9月13日

許可通知日 令和3年10月29日

調定起票日 令和3年10月1日(納期限 令和3年10月14日)

②申請者 C実行委員会

内容 D(令和3年11月1日)

申請書受理日 令和3年9月29日

許可通知日 令和3年10月29日

調定起票日 令和3年10月1日(納期限 令和3年10月14日)

酒田市手数料条例第5条に「手数料は、すべて請求の際に徴収する。」とされているが、上記の手数料については、申請書を受理して数日から数週間後に調定し、2週間の納期を設けて納入通知書を発行している。

条例の規定によれば、本来は申請があった時に調定を起票して手数料を徴収すべきと考えられるが、そのとおりの事務処理がなされていないため、今後は条例に基づいて適正に徴収事務を行うこと。

注意事項

○支払期限が守られていないもの

2款2項3目 徴収管理業務事業(令和3年度)

地方税共同機構に対する地方税共通納税共同収納手数料6,277円について、4月21日付けの請求書を4月30日に受理しているにもかかわらず、納付期限である5月31日を超過して6月17日に支払いをしている。

所管課によると、納付総額の内訳に応じて支払いを分担している税務課に請求書が届いた後、課のメールボックスに連絡を受けていたが、確認が不十分だったとのことであった。

今後は、税務課との情報交換や課内での相互確認を密にするなどして、納付期限内に支払いをすること。

指摘事項

○変更契約伺いの決裁に不備がみられたもの

契約調書No. 40 令和3年度A業務委託(変更契約)
(No. 39の変更契約)

変更金額:△1,311,873円(当初契約金額:5,492,377円)

当該契約に係る変更契約伺いは副市長までの決裁が必要であるが、契約検査課長までとなっていた。

事務決裁規程上、その他の業務委託関係で変更金額の増減が100万円を超え200万円以下の契約については副市長までの決裁が必要となっている。変更契約の専決区分については、令和2年度定期監査において注意事項としているが、改善を行っていない。

事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うこと。